

有限会社グット케어 介護職員初任者研修（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する
有限会社グット케어
山梨県甲府市住吉5丁目21番1号

（研修事業の名称）

第2条 研修の名称は次のとおりとする
グット케어 介護職員初任者研修課程（通信形式）

（研修事業の目的）

第3条 介護職員初任者研修は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるようにする事を目的とする。

（実施課程・形式）

第4条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。
グット케어 介護職員初任者研修（通信形式）

（研修会場）

第5条 研修実施場所は下記研修教室とする
所在地：山梨県甲府市住吉3-21-16
有限会社グット케어 住吉事業所2F
尚、演習会場として下記会場を使用することもある
第1演習会場：デイサービスセンター 笑くぼ
山梨県甲府市住吉3-21-16

（研修カリキュラム）

第6条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「カリキュラム表」のとおりとする。

（受講定員）

第7条 受講定員は20名（新型コロナウイルス感染症流行時は最大受講定員数を10名）とする

（研修責任者の氏名）

第8条 本研修の研修責任者は当社研修担当、廣瀬智とする。

(講師氏名及び担当科目)

第9条 講師氏名及び担当科目は、別紙「担当講師一覧表」のとおりとする。

(研修修了の認定方法)

第10条 修了の認定は第6条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められる者に対して行う。

- (1) 修了評価は山梨県介護職員初任者研修実施要項別紙2に定める「修了時の評価ポイント」に沿って評価を行う
- (2) 修了評価は全科目を履修した者に対して1時間以上の筆記試験により実施する。
なお、カリキュラム「9 ころとからだのしくみと生活支援技術」内において、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価を、実技試験も併せた方法により実施する。
- (3) 認定基準は、次のとおり理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上でC以上の評価の受講者を評価基準を満たしたもとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。
認定基準(100点を満点とする)

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

(開講時期)

第11条 開講の時期は、

- | | | | | | | |
|-----|-------|-----------------|---|-------|--------|----------|
| 第1回 | 令和 3年 | 8月25日 | ～ | 令和 3年 | 9月14日 | 修了 |
| | | (毎週 平日 週5日 月) | | | ～ | (金曜日コース) |
| 第2回 | 令和 3年 | 11月 8日 | ～ | 令和 3年 | 12月10日 | 修了 |
| | | (毎週 月・水・金曜日コース) | | | | |
| 第3回 | 令和 4年 | 1月15日 | ～ | 令和 4年 | 4月23日 | 修了 |
| | | (毎週 土曜日コース) | | | | |

(受講対象者)

第12条 受講対象者は次の者とする

- ・介護の業務に従事しようとする者
- ・心身ともに健康である者

(受講手続)

第13条 募集手続は次のとおりとする。

- ・電話で事務局に受講申込みを行う
- ・受講申込書、受講料、本人確認ができる書類(運転免許証、保険証)のコピーをご提出ください

- ・事務局より修了までの流れなどの説明後、上記書類をご提出いただき、受講料納付後にお申し込み完了にて正式な参加とし、受講確認の連絡を行う
- ・受講の申込みを受け、『受講証』『開講のご案内』『テキスト』『通信学習課題』を送付する

※申込みは先着順とし、定員に達し次第締め切ります

(使用教材)

第14条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護職員初任者研修テキスト全2冊 2021年1月改訂版
(株)QOLサービス 税込3,300円

(研修欠席者に対する扱い、補講の実施方法及び補講に係る費用の取扱い)

第15条 理由の如何にかかわらず、授業開始時間から20分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

また補講の実施は原則として当社において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業所で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によるものとする。

原則として、補講できる単位は「項目」であるが、当社で補講を実施する場合は「科目」ごとに、他の事業者で実施する場合で「科目」の内容及び時間数が同一の場合は、「科目」ごとに補講できるものとする。

但し、補講にかかる受講料等については無料とする。

(受講料、教材費等及び返金等の取扱い)

第16条 研修参加費用は次のとおりとする。

70,000円(消費税込)

参加者は上記の他にテキスト代を別途負担するものとする

合計 73,300円(消費税込)

尚、研修開始前のキャンセルについては、講座開始日の10日前までの場合はキャンセル料(1万円)を差し引いた金額で受講料を返金する。研修が開始した後については応じないこととする。

(修了証明書の交付)

第17条 第10条により認定された者には、当社において山梨県介護職員初任者研修事業指定事務取扱要綱の定める修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する

(受講者の本人確認等)

第18条 受講申込受付時または初回の講義時において、次に掲げるいずれかの方法により本人確認を行う事とする

- ・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ・住民基本台帳カードの提示
- ・在留カード等の提示
- ・健康保険証の提示
- ・運転免許証の提示
- ・パスポートの提示
- ・年金手帳の提示

(受講の取消し)

第19条 次に該当する者は受講を取り消す事が出来る。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(個人情報の取扱い)

第20条 当社において個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人情報の適正な管理を行うとともに、外部に情報が流出しないように厳重に管理し、研修以外の目的では一切使用しないこととする

(修了者管理の方法)

第21条 修了者管理については、次の方法により行う

- (1) 研修修了者を修了者名簿に記載し、山梨県で指定された様式に基づいて知事に報告し、管理する
- (2) 修了証明書の紛失があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う

(施行細則)

第22条 この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当社がこれを定める。

(附則)

この学則は平成25年9月13日から施行する。

平成26年4月 1日 改訂

平成27年4月 1日 改訂

平成27年6月12日 改訂

平成28年6月 8日 改訂

平成29年4月 1日 改訂

平成30年3月15日 改定

平成31年2月10日 改訂

令和 2年3月18日 改定

令和 3年7月12日 改定